

平成31年度（2019年度）
中山間地域サポート推進事業（農と福祉の連携推進事業）
募集要項

1 経緯と趣旨

中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、高齢者や障害者の機能回復に役立つ機能等の多面的機能^{（注1）}を有しています。

そこで、平成31年度（2019年度）中山間地域サポート推進事業（農と福祉の連携推進事業）では、農業と福祉が連携した取組みを行うことにより、「中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る啓発・普及活動」を支援します。

応募者は、下記の要領に従って応募書類を提出してください。

2 実施概要

（1）事業名称

平成31年度（2019年度）中山間地域サポート推進事業（農と福祉の連携推進事業）

（2）応募できる事業者

- ア 福祉関係者（非営利法人^{（注2）}及び福祉関係者が組織する団体）
- イ 農業関係者（非営利法人及び農業関係者が組織する団体）
- ウ 県内全域の農業団体等へ啓発・普及活動が行える団体等

（3）対象地域

中山間地域^{注3}

（4）対象となる活動

農業と福祉が連携した地域住民の意識向上及び保全対策の必要性の啓発・普及活動

（5）補助金額

ア及びイ 1件あたり500千円を上限とします。

ウ 1件あたり1,000千円を上限とします。

（6）提出先

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課里モン・農業遺産推進班 担当：中嶋
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁行政棟本館9階）

電話 096-333-2415 FAX 096-385-5025

（7）提出期間

平成31年（2019年度）5月20日（月）～平成31年（2019年）5月31日（金）

(8) 応募方法

必要書類を上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出してください。

(9) 応募書類

ア 「中山間地域サポート推進事業（農と福祉の連携推進事業）」実施計画書（別添様式第1号）

イ 団体の定款、規約またはこれに代わるもの

ウ 団体、参加者等の名簿（役員、職員名簿）

エ 活動地域の地図

※ご応募いただいた提案内容は、当事業に係る審査以外の目的には一切使用いたしません。

(10) 事業の実施期間

補助金交付決定日から平成32年（2020年）3月6日の間で設定

※経費の助成及び委託の対象となる活動開始日は交付決定通知日以降（したがって、それ以前の活動経費は本事業の対象外となります。）

3 企画の選定及び通知

(1) 企画の選定方法

別紙2の審査採点表により採点を行い、採点結果に基づいて予算の範囲内で選定する。

(2) 選定基準

選定要素	評価の視点
ア 的確性や実効性	・ 事業の遂行に必要な組織、人員、技術を有している。 ・ 地域住民の役割分担が適切である。
イ 専門性や独創性	・ 団体の持つ特性（専門性、地域性等）が活かされている。 ・ 初めて本事業を申請する者であるか。
ウ 計画性や実現性	・ 本事業の趣旨を理解しており、事業計画が趣旨に対応している。 ・ 計画に具体性があり、実行可能である。 ・ 経費の内容が事業趣旨に沿っている。
エ 都市と農村の交流度合い	・ 活動への多くの参加が見込まれる。 ・ 多数の分野の団体の参加が見込まれる。 ・ 都市部と農村部の両方に亘る活動である。
オ 発展性や普及性	・ 継続性があり、補助金終了後を見据えた活動である。 ・ 地域住民を巻き込み意欲高める活動である。 ・ 農地保全や多面的機能に関する啓発普及効果が見込める。
カ 重点地域としての位置づけ	・ 中山間農業モデル地区支援実施要領に定めるモデル地区農業ビジョンに位置付けられている。

(3) 応募書類の詳細について

応募書類について疑義がある場合は、随時、応募者へご連絡する場合がありますので、ご了承下さい。

(4) 選定結果の通知予定

企画審査終了後、郵送で通知する予定です。

4 活動までの事務手続きについて

(1) 事務手続き

採用された応募者は事業実施主体となって、補助金によって活動経費を助成されることとなります。

ア 採用された応募者は、当事業補助金の関係規程に基づき、補助金の事務手続きを経て、補助金交付決定後に活動を開始することとなります。

イ 補助事業採択の流れ（予定）

①応募書類提出→②書類審査→③採用決定→④説明会・補助金交付申請書提出→⑤交付決定→⑥活動実施→⑦実績報告→⑧精算払い

(2) 内容及び採用団体の変更

書類審査の結果、一部改善が必要な場合は、企画内容を変更させていただくことがあります。また、事業実施主体が、事業対象として必要な条件に合致しない場合や地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、補助金の助成を行わないことがあります。

この場合は、次点者と事業実施について協議することとなります。

(3) 経費の支払いについて

補助金は、原則として事業完了検査後に支払います。ただし、概算払いができる場合もあります。

(4) 委託について

事業の主要な部分を企画案提出者以外の団体等に委託することは出来ません。

5 経費の対象

対象経費は、「中山間地域サポート推進事業 別表」に示した事業の実施に直接必要となる経費です。なお、弁当等の食費や備品購入費等は対象外です。

6 留意事項

(1) 今回の申込みにかかる一切の費用は、応募者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 応募は、応募者ごとに一つの企画とします。

(3) 実績報告として提出された資料は、県等が開催する各種研修会での使用及び県ホームページ、「ふるさと応援ねっと」に掲載する場合がありますことをご了承ください。

(注1) 農業・農村の多面的機能とは

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 洪水を防ぐ機能 | (2) 川の流れを安定させる機能 |
| (3) 地下水をつくる機能 | (4) 土の流出を防ぐ機能 |
| (5) 土砂崩れを防ぐ機能 | (6) 生きもののすみかになる機能(生物多様性保全) |
| (7) 農村の景観を保全する機能 | (8) 体験学習と教育機能 |
| (9) 暑さをやわらげる機能(気象緩和) | (10) 文化を伝承する機能 |
| (11) 保健休養機能 | (12) 高齢者や障がい者の機能回復に役立つ機能など |

(注2) 非営利法人とは

NPO 法人のほか、法人格の有無を問わず、民間の立場で、公益的な社会貢献活動を行う団体や、地域のコミュニティ団体などを対象とします。

<条件>

- ・ 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・ 特定の公職者（候補者含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ・ 暴力団ではないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ・ 団体の役員全員が、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていないものでないこと。

(注3) 中山間地域とは

5法指定（山村、過疎、半島、離島、特定農山村）に指定されている市町村の地域を言います。なお、5法指定地域以外でも対象となる場合があります（別紙1 中山間地域活動可能市町村一覧表を参照してください）。